

○東京藝術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生  
に対する授業料等の不徴収実施要項

〔平成16年6月11日〕  
学 長 裁 定

改正 平成17年6月22日 平成20年4月15日  
平成25年10月24日 平成27年5月14日

1 趣旨

大学間交流協定に基づき来日する外国人留学生に対し、授業料等を不徴収とすることにより、大学間の学生交流の促進に資する。

2 対象となる外国人留学生

本学と諸外国の大学との間において締結された大学間交流協定、学部間交流協定及びこれらに準ずるもの（以下「協定」という。）に基づき来日する外国人留学生（以下「協定留学生」という。）とする。

3 不徴収の内容

検定料、入学料及び授業料（以下「授業料等」という。）とする。

4 不徴収の基準

授業料等を不徴収とするための基準は、締結する協定又はその付属書において、次のとおりとする。

① 授業料等が相互に不徴収とされていること。

② 相互に交換する学生の人数、期間等が以下のとおり記載されていること。

ア. 協定留学生の人数は5人を上限とすること。

イ. 協定留学生の受入れ・派遣期間は1年以内とすること。ただし、両大学の合意により1年間の延長は可とする。

③ 不徴収とする授業料等が、検定料、入学料及び授業料であることを明記すること。

④ 派遣大学が単位互換や単位認定を行う旨が記載されていること。

⑤ 受入れ大学における協定留学生の身分は、学位取得を目的としない非正規生であることを明記すること。なお、具体的に特別聴講学生、特別研究学生等と記載することも可とする。

5 報告

(1) 各学部及び研究科が協定を締結した場合には、速やかに協定書の写しを添えて、学生課に報告するものとする。

(2) 各学部及び研究科は、授業料等を不徴収とした外国人留学生の実績を毎年3月31日までに別紙様式により学生課に報告するものとする。

6 実施時期

この実施要項による取扱いは、平成16年度から実施する。

7 事務処理

このことに係る事務は、学生課で処理する。

附 則

この要項は、平成17年6月22日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成20年4月15日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則

この要項は、平成25年10月24日から施行し、平成25年7月18日から適用する。

附 則

この要項は、平成27年5月14日から施行し、平成27年5月1日から適用する。

(別紙様式)

東京藝術大学における大学間交流協定に基づく外国人留学生  
に対する授業料等の不徴収実績報告書 (                      年度)

学部等名 \_\_\_\_\_

1 整理番号				
2 大学間協定名				
3 交換実績	氏名	受入れの所属	期間 (予定を含む)	不徴収金額
	(1) 受入			円
受入合計	名			円
(2) 派遣				円
派遣合計	名			円

(注) 本様式は、協定ごとに作成すること。